

令和元年度

第196回宮城県都市計画審議会議案書

令和2年3月

宮城県都市計画審議会

第196回宮城県都市計画審議会

と き 令和2年3月26日(木)
午後1時30分
と ころ 宮城県行政庁舎
4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第195回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2369号ほか5件

4 閉 会

目 次

1 報 告

第195回宮城県都市計画審議会議案の処理について	3
--------------------------------	---

2 議 案

議案第2369号 特殊建築物の敷地の位置について	4
議案第2370号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について	8
議案第2371号 石巻広域都市計画区域の変更について	14
議案第2372号 石巻広域都市計画区域区分の変更について	18
議案第2373号 石巻広域都市計画臨港地区の変更について	22
議案第2374号 仙南広域都市計画道路の変更について	25

第 195 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2368 号	白石市 角田市 蔵王町 丸森町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町	仙南広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針について	令和 2 年 2 月 12 日 宮城県告示第 96 号

※第 195 回都市計画審議会後の変更箇所

頁	行	変更前	変更後	変更理由
25	37	国営みちのく杜の湖畔公園などの整備を推進する，なお，都市計画公園・緑地については，平成 29 年度末現在，計画面積 958.6ha に対して，供用済面積 239.8ha (25.0%) となっており，	国営みちのく杜の湖畔公園などの整備等を推進する，なお，都市計画公園・緑地については，平成 29 年度末現在，計画面積 958.6ha に対して，供用済面積 811.3ha (84.6%) となっており，	公園・緑地の供用済面積と整備率について精査した結果，数字を修正したもの。

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし書き

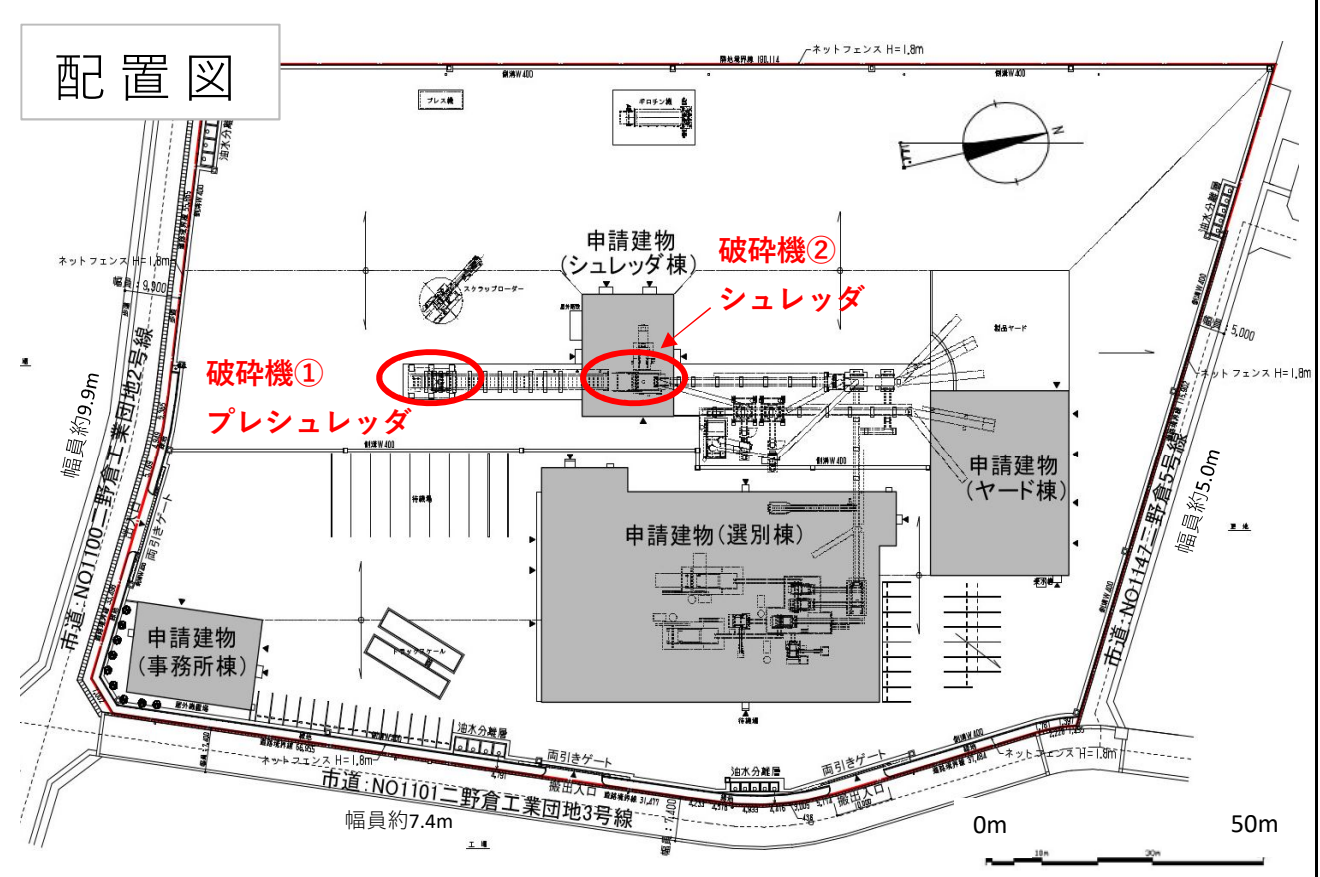
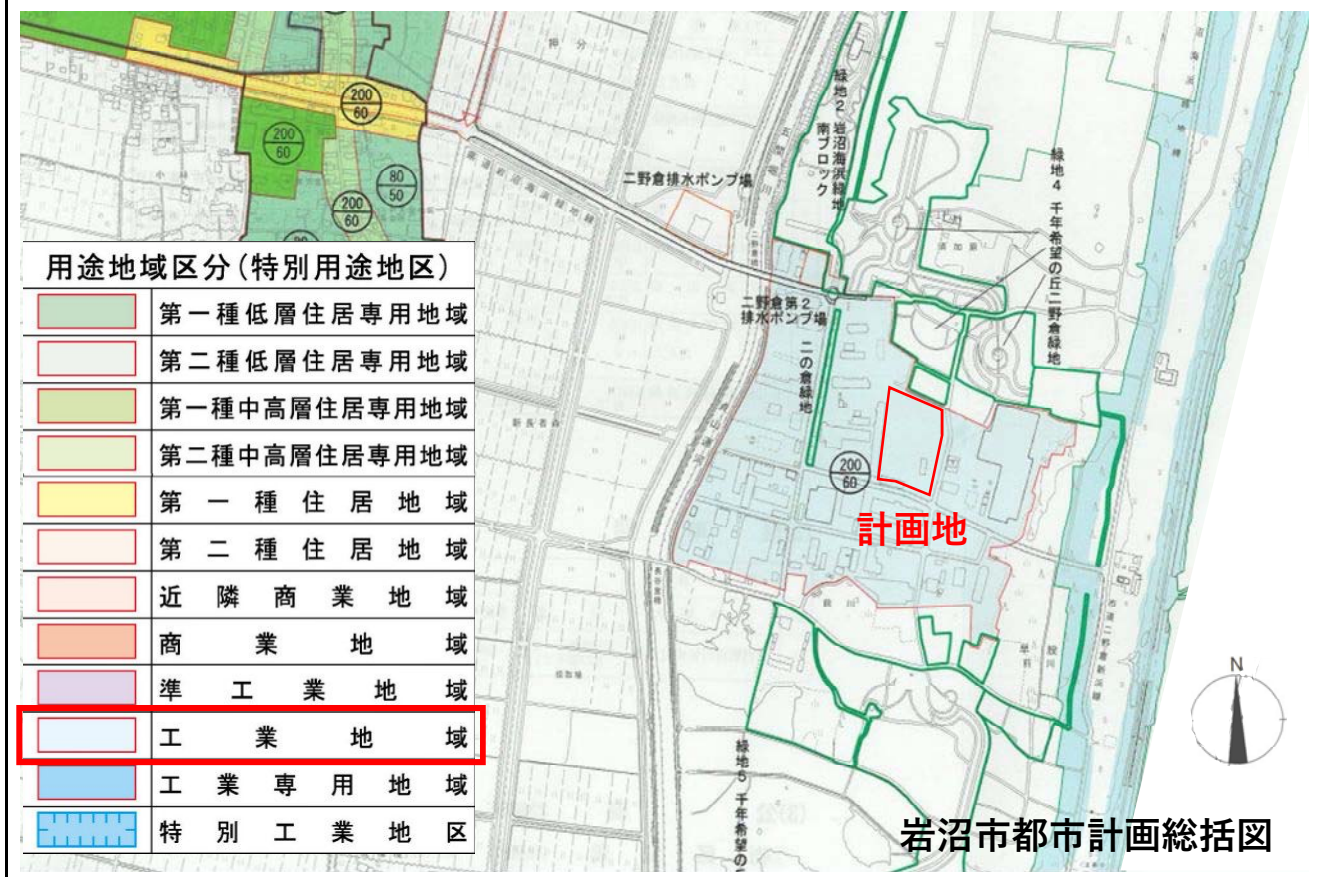
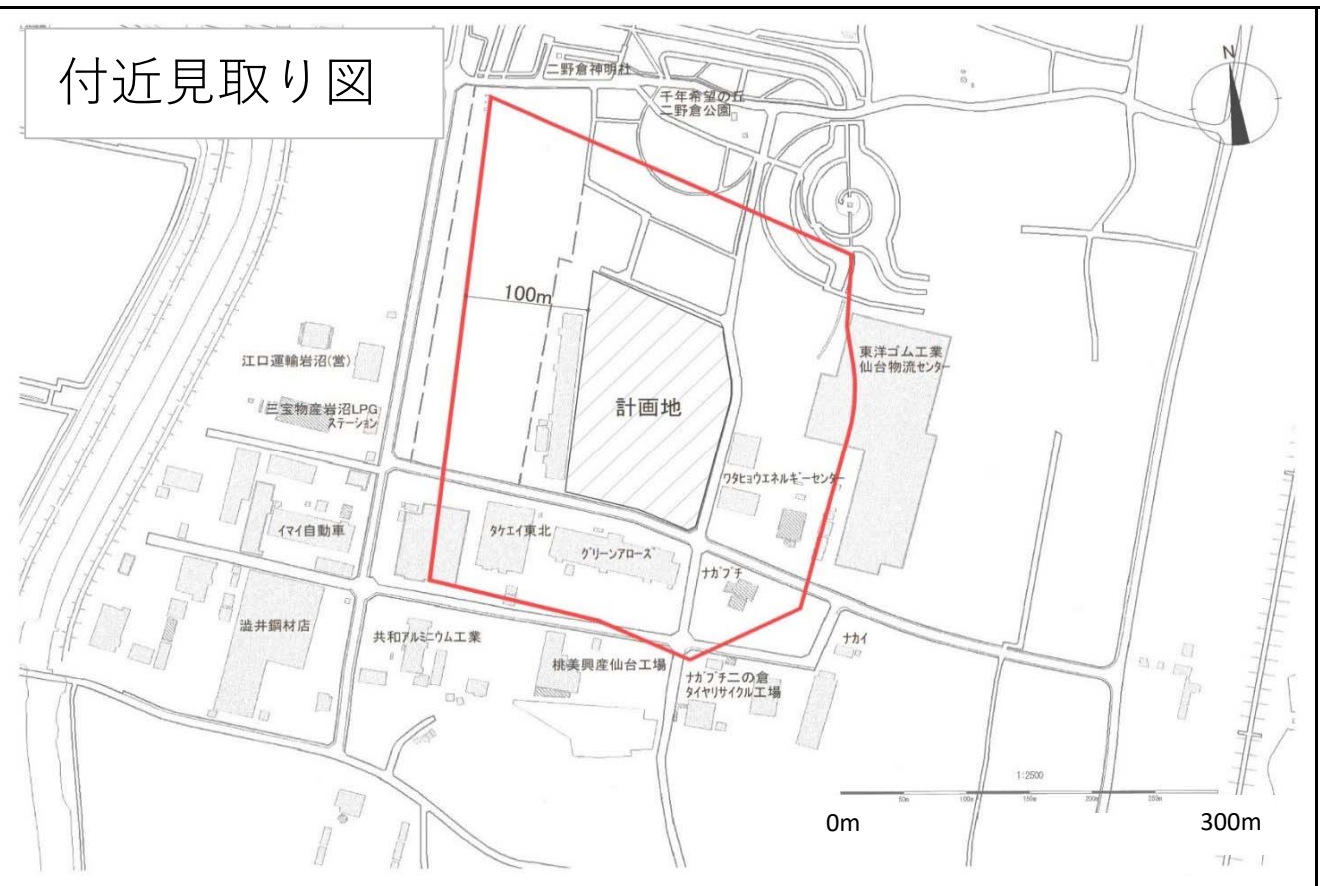
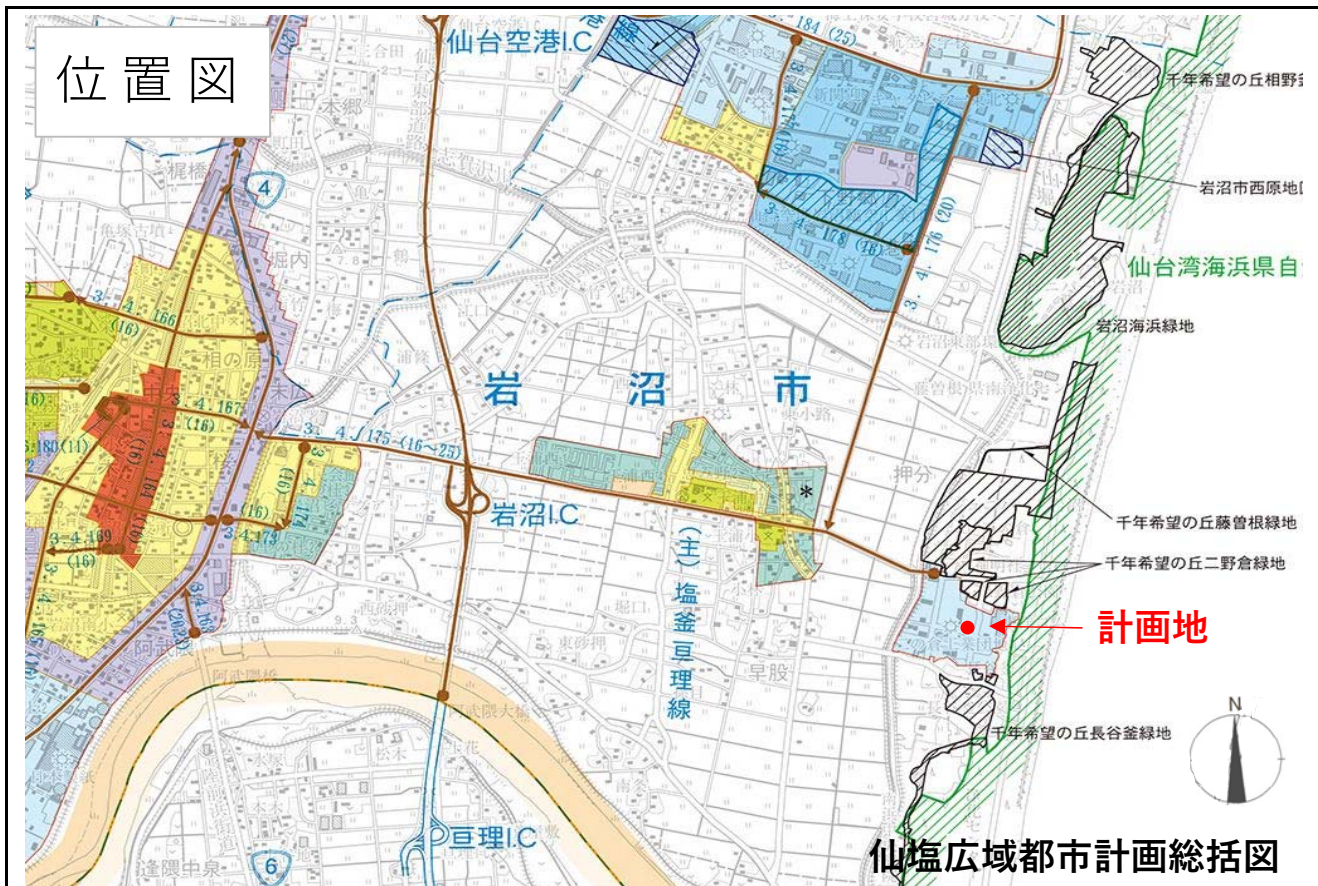
都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		株式会社イーストコア二ノ倉シュレツダプラント															
建築主住所・氏名		仙台市青葉区一番町一丁目5番16号 株式会社イーストコア 代表取締役 田中 信行															
敷地	位置	岩沼市押分字須加原106番15															
	面積	21,053.97 m ²															
	用途地域	工業地域															
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設															
	工事種別等	新築															
	構造、規模等	1	シュレツダ棟	RC造 平家建	延べ面積	320.00 m ²											
		2	選別棟	鉄骨造 平家建	延べ面積	2,222.37 m ²											
		3	ヤード棟	鉄骨造 平家建	延べ面積	743.58 m ²											
4		事務所棟	鉄骨造 2階建	延べ面積	478.82 m ²												
			計	3,764.77 m ²													
処理施設	処理内容及び処理能力	【産業廃棄物中間処理（破碎）】 ■破碎機①（プレシュレツダ）															
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品目</th> <th style="width: 20%;">処理量 t/日</th> <th style="width: 50%;">許可が必要 となる処理量 t/日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>1,442.4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>2,265.6</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>がれき類</td> <td>6,098.4</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>				品目	処理量 t/日	許可が必要 となる処理量 t/日	廃プラスチック類	1,442.4	6	木くず	2,265.6	100	がれき類	6,098.4	100
		品目	処理量 t/日	許可が必要 となる処理量 t/日													
廃プラスチック類	1,442.4	6															
木くず	2,265.6	100															
がれき類	6,098.4	100															
■破碎機②（シュレツダ）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品目</th> <th style="width: 20%;">処理量 t/日</th> <th style="width: 50%;">許可が必要 となる処理量 t/日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>816.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>1,281.6</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>がれき類</td> <td>3,451.2</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>				品目	処理量 t/日	許可が必要 となる処理量 t/日	廃プラスチック類	816.0	6	木くず	1,281.6	100	がれき類	3,451.2	100		
品目	処理量 t/日	許可が必要 となる処理量 t/日															
廃プラスチック類	816.0	6															
木くず	1,281.6	100															
がれき類	3,451.2	100															
	処理方法	破碎機による破碎															



特殊建築物の敷地の位置について(岩沼市)

建築基準法第51条の審査基準等チェックシート(処理施設)

申請者名: 株式会社イーストコア 代表取締役 田中 信行

	条 件	判 定	備 考
立地場所	1 立地について総合計画等に基づく土地利用計画に支障ない旨の市町村長の意見が付されている	適・否	
	2 用途地域は工業地域又は工業専用地域である	適・否	
	3 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する	適/否	
	4 白地地域(都市計画区域内で用途地域の指定のない区域)の場合	適/否	
	①概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている		
	②住居系の用途地域から100m以上離れている		
	5 教育文化施設(学校、図書館等)から100m以上離れている	適・否	
6 医療施設(病院等)から100m以上離れている	適・否		
7 社会福祉施設(養護老人ホーム等)から100m以上離れている	適・否		
搬出入道路等	8 敷地の主たる搬出入口は、幅員6m以上の道路(都市計画法により開発許可が必要な場合はその技術的規準を満足するもの。)に面すること。ただし、交通上支障ないと認められる場合はこの限りでない。	適・否	
	9 主たる搬出入道路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道が設けられている場合など安全が確保できる場合はこの限りでない。	適/否	
	10 主な幹線道路からの搬出入経路は、施設の規模及び交通量に応じて、十分な幅員を有するものであること。	適・否	
産業廃棄物処理施設 生活環境影響調査項目 (廃掃法第15条第3項)	11 飛散防止対策をしている	適・否	
	12 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている	適・否	
	13 水質汚濁防止対策をしている (環境基本法、水質汚濁防止法に基づく規制物質)	適/否	
	14 悪臭防止対策をしている (悪臭防止法、宮城県公害防止条例に基づく規制物質)	適/否	
住民説明会	15 住民説明会を実施している(条例14条、要綱7条)	適・否	

※「廃掃法」…産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 ※「条例」…産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(宮城県条例第151号)
 ※「要綱」…産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(宮城県告示第365号)